

各種審議会における女性委員登用の現状について

上越市男女共同参画基本条例では、“市が設置する各種委員会等の委員を選任するときは、男女同数となるよう配慮しなければならない”としており、上越市第3次男女共同参画基本計画では、女性の登用率を令和4年度末までに50%にするという目標を掲げ、委員の改選に当たっては積極的に女性委員の登用・推薦を呼びかけてきました。

令和元年度末は、平成30年度末と比較し0.1ポイント改善しましたが、依然として委員会及び審議会等において女性委員の登用が進んでいない状況となっています。

1 調査対象

令和2年3月31日現在で設置されている各種審議会等（休止中のものを除く）

2 調査結果

区分／年度	平成30年度	令和元年度	増減
審議会総数	126	126	0
委員総数	1,737人	1,693人	▲44人
うち男性委員数	1,234人	1,201人	▲33人
うち女性委員数	503人	492人	▲11人
女性委員の登用率	29.0%	29.1%	0.1ポイント
女性のいない審議会等	9	11	2

3 区分別の登用状況及びこれまでの推移

執行機関、審議会等		区分別登用状況（R2.3.31現在）			
法令等に基づく執行機関、審議会等の区分		審議会等	男性	女性	合計
執行機関	1. 地方自治法第180条の5第1項に規定する執行機関 ・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員	6	34人	7人	41人
	2. 地方自治法第180条の5第3項に規定する執行機関 ・農業委員会、固定資産評価審査委員会		82.9%	17.1%	
附属機関	3. 地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会 ・地域自治区に置く地域協議会	28	317人	68人	385人
	4. 地方自治法第202条の3の規定に基づき条例で設置する審議会及び要綱等に基づく私的諮問機関等 ・上越市特別職報酬等審議会 など		82.3%	17.7%	
		92	850人	417人	1,267人
			67.1%	32.9%	

